

最低賃金は賃金の有効な下支えか

安部由起子

最低賃金の目的としては、低賃金労働者の賃金の下支えをするということ、それにより所得分配を改善すること、が挙げられよう。その一方で、賃金は使用者と労働者の自由な契約によって決まるものであり、それにあまり規制を加えるべきでなく、むしろ規制は最小限にとどめるべきである、との考え方もある。経済学の研究では、賃金の下支えおよび所得分配の改善という前半のポイントが、重視されている。

現在の日本の最低賃金は低すぎるのだろうか。たとえば橋木(2000)は、現在の最低賃金は低すぎるので、もっと高くして、低賃金で働く労働者の数を減らすべきである、と論じている。その根拠の一つは、最低賃金レベルの所得では、生活費を稼げるほどの所得にならず、それよりは生活保護を受けるほうが有利になってしまう、というものである。

このような議論の際には、最低賃金がある有効な制約なのかどうか、についての検証が必要である。最低賃金がある有効な制約であれば、たしかに最低賃金を上昇させれば低賃金労働者の賃金は上昇するであろう。しかし、有効な制約でなければ、最低賃金を少々上昇させたところで、実質的な賃金上昇は期待できないであろう。

本稿ではまず、日本で地域別最低賃金がある有効な制約であるのかについて、議論する。その後、その点に関連して最低賃金の政策評価について手短かに紹介する。

日本における最低賃金：最低賃金は有効な制約となっているか

最低賃金は、雇われて働く労働者の賃金がそれよりも高くなければならない、という規制であり、それによって賃金が下支えされるという効果をもつとされる。もし、最低賃金がある有効な制約になっ

ている(労働市場の需給関係からは、より低い賃金が均衡賃金であるのに、最低賃金制度により、賃金が、規制のないときの均衡よりも高くなっている)場合には、賃金は最低賃金付近にある程度集中するであろう。また、最低賃金を上昇させると、規制の変化に応じて、賃金も上昇すると考えられる。実際、米国のデータでは、最低賃金付近に比較的多数の労働者が分布しており、また、最低賃金が改訂されると、それらの労働者の賃金が最低賃金にあわせて上昇することが示されている(Card and Krueger (1995))。

日本では、どのくらいの労働者が、最低賃金付近の賃金を受け取っているのだろうか。これを知るためには、賃金の分布がわからねばならない。とりわけ、低賃金労働者の賃金データを含んだ分布が必要である。これについて正確なところを知るためには、あらゆるかたちで雇用されている労働者の賃金分布が必要であり、パート労働者のみであるとか、企業規模が限られた場合では不十分である。たとえば、大企業では最低賃金違反が少なく、小さな企業ではそれが多いとすると、全体像を知るためには後者のデータは不可欠である。しかし、事業所をベースにした賃金のサーベイデータは、企業規模が一定の従業員数以上のところに限られ、必ずしも網羅的なデータとはなっていない。

その意味では、世帯をベースにした調査のほうがいいが、より広範囲の労働者をカバーできるかもしれないが、その場合はサンプル数が少ないという問題がある¹⁾。また、一般に賃金率のデータは家計をベースにした調査では、必ずしも質が高くない場合もある。

筆者が、常用雇用者数5人以上の企業で働く女性パート労働者のマイクロデータ(旧労働省、パートタイム労働者総合実態調査,1990年および1995年)

をもとに分析した結果、最低賃金は特に大都市圏において、パート労働者の賃金の有効な下支えにはなっていない、という結論を得た²⁾。パート労働者の多くは、地域別最低賃金より10%程度高い賃金を受け取っており、最低賃金を意識した賃金決定がなされているとは考えにくい。特に大都市が立地している都道府県では、地域別最低賃金が無効な下支えにはなっているととらえにくい。パートタイム労働者総合実態調査を用いた分析の一つの弱点は、県別の集計を行う際、多数のサンプルが得られない県があることである。筆者が分析していたときのデータでは、都市圏を含まない県では、従業員数300人未満のパート女性労働者のサンプル数が、100に満たない場合もあった。

よりサンプル数の多いデータ（集計結果表）として、賃金構造基本統計調査（以下、賃金センサスと呼ぶ）の特別集計をしたデータがある³⁾。これは、「最低賃金審議会における最低賃金額の決定、改定の審議に必要な基礎資料を作成」という目的で特別集計が行われた結果である。この集計表には、1時間あたりに換算された所定内給与額（各種手当を除く）の分布が、都道府県・男女・企業規模・年齢階級・産業別に表示されている。このデータの利点は、中小企業で働く労働者について、都道府県別に、ある程度のサンプル数が確保できていること、および、時間あたり賃金に換算された賃金の分布が示されていることである。この集計表の問題点は、五つある集計表の仕様のうち、四つにおいて、パート労働者が含まれていないことである⁴⁾。

それらを前提として、このデータを利用し、県別の最低賃金を下回る付近に労働者がどの程度いるかを、女性労働者について、確認してみた。具体的には、都道府県別・男女別・企業規模（10~29人、5~9人）別に、時間あたりの賃金の分布を、540円から719円までの範囲については10円刻みで、累積労働者比率を算出している表（集計表の第3表）を用いて、最低賃金が含まれる賃金階級と、その若干上の賃金階級に、どのくらいの割合の女性労働者が位置しているかを計算した。東京・神奈川・大阪以外の道府県においては、最低賃金の含まれる10円刻みの階級、および、そ

から20円分の時間あたり賃金の範囲に、どのくらいの割合の女性労働者が位置しているかを計算した。東京・神奈川・大阪（最低賃金のランクがAの都府県。最低賃金はそれぞれ、708円、706円、703円）においては、720円で始まる階級が749円までを含むので、700円から749円までの範囲に含まれる女性労働者割合を計算した⁶⁾。

さらに、最低賃金から30円程度の範囲内の賃金で働いている女性労働者の、女性低賃金労働者の中に占める割合も併せて計算した。具体的には、時間あたり賃金1000円未満の労働者に占める、時間あたり賃金が最低賃金付近30円である労働者割合を計算した。結果は表に示されている。ここで示されている割合は、最低賃金付近に労働者がどれだけいるかを示したもので、表に示された数値が低くとも、最低賃金未満の労働者が多数いるような都道府県・企業規模では、低賃金労働者の割合は高くなっている場合もある。

表からわかることは、企業規模が小さい場合、最低賃金付近に労働者がかなり位置しているということである。企業規模10~29人の場合、七つの県で最低賃金付近に4%以上の女性労働者が位置しており、八つの道府県で最低賃金付近に女性労働者の3~4%が位置している。企業規模5~9人の場合、10の道府県で最低賃金付近に4%以上の女性労働者が位置しており、四つの県で最低賃金付近に女性労働者の3~4%が位置している。また、最低賃金付近に高い割合の労働者がいる地域は、北海道・東北・九州に集中している。その中でも、最低賃金付近に特に高い集中が見られる場合がいくつかある（企業規模5~9人の、秋田、熊本、沖縄）。

この結果から、地域別最低賃金がどの程度有効であるかは、地域別に大きな違いがあることがわかる。最低賃金は、都市部で有効な制約になっていない傾向があるが⁷⁾、地方によっては、中小企業で、地域別最低賃金が無効な制約になっているところもある。安部（2001）の分析との相違点は、中小企業の労働者に多くのサンプルを確保できた結果、いくつかの道府県の中小企業で働く女性労働者について、最低賃金が無効な制約である可能性が明らかになったことである。ただし、短時間就

表 賃金センサスデータからの低賃金女性労働者の割合

| 企業規模 | 10-29人 | | 5-9人 | | | |
|------|-------------|-------------|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|
| | 賃金階級 (円) | 最低賃金 (円) | 「賃金階級」範囲の賃金を 受け取る労働者の割合(%) | 低賃金労働者に占める割合 (%) | 「賃金階級」範囲の賃金を 受け取る労働者の割合(%) | 低賃金労働者に占める割合 (%) |
| 北海道 | 630-659 | 637 | 3.1 | 6.3 | 5.1 | 9.9 |
| 青森 | 600-629 | 604 | 2.3 | 3.9 | 8.0 | 13.0 |
| 岩手 | 600-629 | 604 | 6.9 | 10.7 | 5.5 | 7.6 |
| 宮城 | 610-639 | 617 | 3.6 | 6.4 | 8.5 | 14.2 |
| 秋田 | 600-629 | 604 | 4.0 | 5.6 | 10.4 | 14.7 |
| 山形 | 600-629 | 604 | 0.7 | 1.0 | 3.4 | 5.4 |
| 福島 | 610-639 | 610 | 3.8 | 6.6 | 0.4 | 0.7 |
| 茨城 | 640-669 | 646 | 1.1 | 2.5 | 3.4 | 7.6 |
| 栃木 | 640-669 | 648 | 1.0 | 2.2 | 0.2 | 0.4 |
| 群馬 | 640-669 | 644 | 3.6 | 7.5 | 2.4 | 5.0 |
| 埼玉 | 670-699 | 677 | 0.4 | 1.2 | 2.0 | 5.0 |
| 千葉 | 670-699 | 676 | 1.4 | 5.1 | 0.7 | 2.0 |
| 東京 | 700-749 | 708 | 1.0 | 7.5 | 2.1 | 8.7 |
| 神奈川 | 700-749 | 706 | 1.1 | 4.5 | 0.2 | 0.8 |
| 新潟 | 640-669 | 641 | 3.1 | 5.3 | 2.7 | 4.3 |
| 富山 | 640-669 | 644 | 1.6 | 2.9 | 0.3 | 0.5 |
| 石川 | 640-669 | 645 | 2.6 | 4.9 | 2.4 | 4.4 |
| 福井 | 640-669 | 642 | 1.0 | 1.9 | 2.0 | 3.4 |
| 山梨 | 640-669 | 647 | 0.2 | 0.5 | 0.0 | 0.0 |
| 長野 | 640-669 | 646 | 0.3 | 0.5 | 2.0 | 3.9 |
| 岐阜 | 660-689 | 668 | 4.3 | 8.9 | 1.2 | 2.5 |
| 静岡 | 670-699 | 671 | 1.5 | 3.0 | 1.1 | 2.5 |
| 愛知 | 680-709 | 681 | 1.0 | 2.8 | 3.9 | 11.1 |
| 三重 | 660-689 | 667 | 0.6 | 1.2 | 0.1 | 0.2 |
| 滋賀 | 650-679 | 651 | 0.2 | 0.5 | 0.8 | 1.6 |
| 京都 | 670-699 | 677 | 0.3 | 0.9 | 0.5 | 1.0 |
| 大阪 | 700-749 | 703 | 3.3 | 10.3 | 1.8 | 9.0 |
| 兵庫 | 670-699 | 675 | 1.0 | 2.7 | 0.4 | 1.0 |
| 奈良 | 640-669 | 647 | 0.9 | 2.1 | 0.5 | 0.8 |
| 和歌山 | 640-669 | 645 | 5.3 | 39.8 | 0.4 | 0.6 |
| 鳥取 | 600-629 | 609 | 0.4 | 0.7 | 1.0 | 1.6 |
| 島根 | 600-629 | 608 | 2.5 | 4.9 | 6.4 | 9.6 |
| 岡山 | 640-669 | 640 | 2.1 | 4.4 | 5.1 | 9.2 |
| 広島 | 640-669 | 643 | 0.5 | 1.2 | 0.5 | 1.1 |
| 山口 | 630-659 | 637 | 1.0 | 1.9 | 2.3 | 3.8 |
| 徳島 | 610-639 | 611 | 2.6 | 5.6 | 1.6 | 3.3 |
| 香川 | 610-639 | 618 | 0.4 | 0.8 | 0.2 | 0.5 |
| 愛媛 | 610-639 | 611 | 3.5 | 6.0 | 0.5 | 0.8 |
| 高知 | 610-639 | 610 | 0.8 | 1.6 | 0.8 | 1.3 |
| 福岡 | 640-669 | 643 | 2.3 | 4.4 | 1.2 | 2.5 |
| 佐賀 | 600-629 | 604 | 2.2 | 3.4 | 2.9 | 4.6 |
| 長崎 | 600-629 | 604 | 5.1 | 9.4 | 3.7 | 5.3 |
| 熊本 | 600-629 | 605 | 2.2 | 4.0 | 11.8 | 14.8 |
| 大分 | 600-629 | 605 | 5.6 | 8.4 | 0.8 | 1.3 |
| 宮崎 | 600-629 | 604 | 4.6 | 6.5 | 4.0 | 5.3 |
| 鹿児島 | 600-629 | 604 | 3.8 | 6.6 | 1.6 | 2.5 |
| 沖縄 | 600-629 | 604 | 2.3 | 3.7 | 18.9 | 23.7 |

出所：「賃金構造基本統計調査表の使用について（申請）」（労働基準局長，平成12年8月9日，基発523号）の許可を得て利用された平成14年の賃金構造基本統計調査のデータの特別集計結果をもとに，筆者が集計したもの。

注：「低賃金労働者に占める割合」とは，最低賃金を含む10円刻みの賃金階級と，そこから二つ分の10円刻みの賃金階級（Aランクについては，一つ分の10円刻みの賃金階級プラス一つ分の30円刻みの賃金階級）の労働者が，各都道府県の時間あたり賃金1000円未満の労働者の中に占める割合を示したものを。

業のパート労働者はサンプルから外れていることには留意が必要である。

目安制度に関する政策評価

日本の地域別最低賃金は，毎年，目安制度によって改訂されている。その結果，地域間の最低賃金

の格差は，ほぼ同率に保たれて推移している。最低賃金には，現在四つのランクがあり，全国の都道府県は四つのランクに区分されている。それぞれのランクで，賃金の改定額がほぼ同額である。地域別最低賃金は，四つのランクの中ではある程度似たような水準になっているものの，女性パー

ト労働者の賃金の平均値は、同じランクの都道府県であっても、かなりばらついているし、また、異なるランク間でパート平均賃金が逆転するような場合もある。また、特に首都圏において、最低賃金と低賃金労働者の賃金は、結構乖離しており、最低賃金がほとんど実質的には賃金を下支えするという役割を果たしていないと思われる場合もある。目安制度は、全国である程度画一的に運用されているが、地域的な労働市場の動向はそれよりも異質性が大きく、結果として四つのランク内で画一的に設定された最低賃金が、ほとんど有効でない地域と、有効である地域とが、出てきている⁸⁾。

一方、中央最低賃金審査会の公益委員は、目安制度について、「目安制度が導入されて20年以上が経過したが、同制度は長らく我が国における低賃金労働者の労働条件の改善に概ね有効に機能し、一定の役割を果たしてきた」と評価している⁹⁾。最低賃金が低賃金労働者の労働条件を改善した、という評価のためには、低賃金労働者の賃金が、目安制度によって、上昇したことを示す必要がある。とりわけ、他の要因を原因とした賃金の上昇は、目安制度によるものとは限らないので、分離すべきである。ところが、その点をどのように検証して上記の評価に至ったのかは、少なくともこの文書からは、明らかでない¹⁰⁾。見解というような文書の性格から、検証を文書に含めることはなじまないのかもしれないが、その一方で、見解の内容への理解を深めるためには、そのような検証の過程や内容が併せて公開されることが期待される。特に、最低賃金が有効な制約であるかどうか明らかでないのであれば、なおのことそうである。

1) Kawaguchi and Yamada (2004) では、消費生活に関するパネル調査(財団法人 家計経済研究所)の家計を調査したデータの女性労働者のサンプルから、最低賃金の影響を推計しようとしているが、最低賃金に影響を受けるような低賃金労働者のサンプルはあまり多数にはならない。

2) 安部(2001)。

3) 「賃金構造基本統計調査表の使用について(申請)」(労働基準局長、平成12年8月9日、基発523号)の許可を得て利用されたデータの特別集計結果である。筆者は、情報公開法を使って、この集計結果を入手した。

4) 賃金センサスにおいては、就業形態として「一般」か「パー

ト」か、また、雇用形態として、「常用」か「臨時」か、という分類をしている。この集計表の第1表から第4表では、就業形態が「一般」であるもののみが含まれている。第5表は、一般とパートの両方を含んでいる。なお、賃金センサスにおけるパート労働者とは、「1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が事業所における一般労働者より少ない常用労働者」である。

5) 時間あたり賃金は、{所定内給与額-(精皆勤手当+通勤手当+家族手当)}/所定内労働時間数で計算されている。こうして計算された賃金額が同一でも、たとえば精皆勤手当の額が大きい企業とそうでない企業とでは、実際に労働者が受け取る賃金が異なってくることはありうる。

6) Aランクの3都道府県において、他の道府県と同様に、最低賃金を含む階級とその上の20円分の賃金階級に位置する労働者の割合を計算できないのは、この集計データでは、720円で始まる階級が749円までを含んでいるからである。

7) ただし、大阪はやや別である。大阪は、安部(2001)の1995年データでも、最低賃金未満・最低賃金付近の労働者割合がやや高くなっていった。ただし、表においては、大阪は700~749円の範囲での割合を示しており、Aランク以外の道府県の算出方法とは異なっているので、大阪を、東京・神奈川以外の道府県とは直接には比較できない。しかし、同様の方法で算出をしている東京や神奈川と比べ、大阪では、最低賃金のすぐ上の部分の割合が高いことは確かである。

8) 「有効」といっても、文字通り最低賃金が賃金の下支えになっているという意味に限らず、たとえば、賃金の上昇率が最低賃金の上昇率に連動する、といった意味の、間接的な「有効性」も考えられるかもしれない。しかし、データを見る限り、このような意味での最低賃金の有効性があるとも考えがたい。詳しくは、安部(2001)を参照。

9) 平成14年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解(平成14年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申))(平成14年7月26日中央最低賃金審査会答申の別紙1))この情報は<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/10/s1021-5g18.html>で閲覧可能である。

10) さらにいえば、公益委員見解の内容に関しては、厚生労働省に問い合わせることで回答が得られる性格のものではない。筆者の知る限り、公益委員に個別に問い合わせをする方法のみ、内容に関する質問の回答を得ることができるようである。

参考文献

安部由起子(2001)「地域別最低賃金がパート賃金に与える影響」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』第9章、pp.259-302、東京大学出版会。

橋本俊詔(2000)『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社、第8章。

Card, D. and A. Krueger (1995) *Myth and Measurement: The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton University Press.

Kawaguchi, D. and K. Yamada (2004) "The Impact of Minimum Wage on Female Employment in Japan," *Discussion Paper No. 1074*, Institute of Policy and Planning Sciences, University of Tsukuba.

(あべ・ゆきこ 亜細亜大学経済学部助教授)